

議案第46号

守口市印鑑条例の一部を改正する条例案

守口市印鑑条例の一部を改正する条例を、次のように制定する。

平成27年12月7日提出

守口市長 西 端 勝 樹

記

## 守口市印鑑条例の一部を改正する条例

守口市印鑑条例（平成9年守口市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第7条第3項中「申請」とあるのは「受領」を「申請する」とあるのは「受領する」に改める。

第8条第1項中「再交付申請」を「再交付の申請」に改める。

第9条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（印鑑登録証明書の交付申請等）」を付し、同条第3項中「よりがたい」を「より難しい」に改め、同条の次に次の1条を加える。

**第9条の2** 前条の規定にかかわらず、登録者は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードに記録した電子署名に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第1項に規定する利用者証明用電子証明書を利用して、多機能端末機（市の電子計算機と電気通信回線により接続された民間事業者が設置する端末機で、自動的に証明書等を交付するものをいう。）により印鑑登録証明書の交付を申請し、及び交付を受けることができる。

第13条第3号中「届」を「規定による届出」に改め、同条第4号中「前条」を「前条第1項」に改め、同条第5号中「その他」を「前各号に掲げるもののほか、」に改める。

### 附 則

（施行期日）

1 この条例は、規則で定める日から施行する。

（守口市手数料条例の一部改正）

2 守口市手数料条例（平成12年守口市条例第3号）の一部を次のように改正する。

別表第6印鑑登録証明の項中「第9条第2項」の次に「若しくは第9条の2」を加え、「同条第3項」を「第9条第3項」に改める。